

京都市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成16年12月24日京都市条例第24号）（総務局総務部行政改革課）

個人情報保護制度が本市と市民とのより強固な信頼関係の構築に資するよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の趣旨を勘案しつつ、次のとおり、個人情報の利用停止を請求する権利を保障するとともに、職員等に対する罰則を定める等の措置を講じることとしました。

1 個人情報の収集の制限

(1) 本人以外のものから個人情報を収集することができる範囲の変更及び京都市個人情報保護審議会（以下「審議会」といいます。）の意見の事前聴取

ア 実施機関が、国、他の地方公共団体若しくはこれらに準じる団体（以下「国等」といいます。）又は他の実施機関若しくは実施機関以外の本市の機関から個人情報を収集することができる場合を、公益上特に必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき（以下「公益かつ権利侵害事由」といいます。）に限定します。

イ 実施機関が、公益かつ権利侵害事由に該当することにより、本人以外のものから個人情報を収集しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならぬこととします。

(2) 収集を禁止する個人情報の追加及び審議会の意見の事前聴取

ア 実施機関が原則として収集してはならない個人情報に、新たに病歴、遺伝子に関する情報その他身体的特質に関する個人情報で個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められるものを追加します。

イ 実施機関が、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」といいます。）の性質上次くことができないものであることを理由に、原則として収集してはならない個人情報を収集しようとするときは、あらかじめ審議会の意見

を聽かなければならぬこととします。

2 個人情報を目的外に利用し、及び提供することができる範囲の変更並びに審議会の意見の事前聴取

- (1) 実施機関が、個人情報取扱事務の目的を超えて、個人情報を当該実施機関内で利用し、又は国等、他の実施機関若しくは実施機関以外の本市の機関に提供することができる場合を、公益かつ権利侵害事由に限定します。
- (2) 実施機関が、公益かつ権利侵害事由に該当することにより、個人情報取扱事務の目的を超えて個人情報を利用し、又は提供しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聽かなければならぬこととします。

3 個人情報の開示の請求

- (1) 法定代理人が本人に代わって開示の請求をすることができる場合の制限
未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人が反対の意思を表示したとき及び本人の権利利益を明らかに害すると認められるときは、本人に代わって開示の請求（以下「開示請求」といいます。）をすることができないこととします。
- (2) 非開示情報
ア 本人に代わって開示請求をした未成年者又は成年被後見人の法定代理人に
対して開示することにより、当該未成年者又は成年被後見人の権利利益を害する
おそれがある情報について、開示しないこととできる情報（以下
「非開示情報」といいます。）に加えることとします。
イ 法人等（本市、国及び他の地方公共団体並びにこれらに準じる団体その他の
団体をいいます。以下同じ。）又は個人情報の開示請求をした者以外の個人が、
実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供した情報であって、
法人等又は当該個人における通例として開示しないこととされているものそ
の他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理

的であると認められるものについて、非開示情報に加えることとします。

ウ 本市と国等との間における協議、協力、依頼等により行う事務に関して作成し、又は取得した個人情報で、開示をすることにより当該国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあるものについて、非開示情報から除くこととします。

(3) 個人情報の存否の応答拒否

個人情報の開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができることとするとともに、当該開示請求を拒否したときは、遅滞なく、その旨を京都市個人情報保護審査会（以下「審査会」といいます。）に報告しなければならないこととします。

(4) 開示決定等の期限の特例

開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して44日以内にそのすべてについて個人情報の開示をする旨及びしない旨の決定（以下「開示決定等」といいます。）をすることにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるときは、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすることとします。

(5) 第三者の保護

開示請求に係る個人情報に、開示請求をした者等以外の第三者に関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該第三者に対し、必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることとします。

4 個人情報の利用停止の請求

公文書に記録されている自己の個人情報が次のいずれかに該当すると認める者は、実施機関に対し、次のとおり、当該個人情報の消去、利用の停止又は提供の停止の請求をすることとします。

(1) 当該個人情報が本人以外のものから適法に収集されたものでないとき等 当該個人情報の消去の請求

(2) 当該個人情報が個人情報取扱事務の目的の範囲内において適法に利用されていないとき等 当該個人情報の利用の停止の請求

(3) 当該個人情報が個人情報取扱事務の目的の範囲内において適法に提供されていないとき等 当該個人情報の提供の停止の請求

5 個人情報の取扱いのは正の申出の対象の変更

4の請求の制度の創設に伴い、実施機関に対し自己の個人情報の取扱いのは正を申し出ることができる場合を、当該個人情報が個人情報取扱事務の目的の範囲内において適法に利用され、又は提供されていないとき等から当該個人情報の取扱いが不適切であるときに変更することとします。

6 審査会の調査権限

審査会は、諮詢した実施機関に対し、不服申立てに係る個人情報が記録されている公文書の提示並びにその公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により整理等をした資料の作成及び提出を求めることとします。

7 審議会の意見陳述の権限

審議会は、市長の諮詢を受けていない場合においても、個人情報の保護に関する事項について、実施機関に対し、任意に意見を述べることとします。

8 罰則

(1) 刑罰

ア 正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供する等の行為を行った実施機関の職員等に対し、懲役刑又は罰金刑を科します。

イ アの刑罰は、京都市の区域以外の区域において、アの罪を犯した者にも適用します。

(2) 過料

偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者に對し、過料を科します。

この条例は、平成17年4月1日から施行することとしました。

なお、この条例の施行の日前に行われた開示請求等に關し必要な経過措置を定めます。

京都市個人情報保護条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年12月24日

京都市長 棚本 賴兼

京都市条例第24号

京都市個人情報保護条例の一部を改正する条例

京都市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

目次中「第14条」を「第13条」に、「削除」を「利用停止」に、「第15条～第27条」を「第14条～第34条」に、「第28条」を「第35条」に、「第5章 個人情報保護審査会（第29条～第33条）」を

「第5章 不服申立て等

第1節 諒問等（第36条～第38条）

に、「第34条～

第2節 個人情報保護審査会（第39条～第43条）

第3節 審査会の調査及び審議の手続（第44条～第49条）」

第36条」を「第50条～第53条」に、「第7章 雜則（第37条～第43条）」を
「第7章 雜則（第54条～第60条）」に改める。

第8章 罰則（第61条～第65条）」

第1条中「及び削除」を「、利用の停止、消去及び提供の停止」に改める。

第6条第2項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第7号及び
第8号を削り、同項第9号を同項第7号とし、同条第3項各号列記以外の部分中「並
びに人種」を「、人種」に改め、「社会的身分に関する個人情報」の右に「並びに病
歴、遺伝子に関する情報その他身体的特質に関する個人情報で個人の権利利益を侵害
するおそれがあると認められるもの」を加え、「一」を「いずれか」に改め、同条第
4項を次のように改める。

4 実施機関は、第2項第7号又は前項第2号の規定により個人情報を収集しようと

するときは、あらかじめ、第50条に規定する審議会の意見を聴かなければならぬ。

第8条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第5号及び第6号を削り、同項第7号を同項第5号とし、同条第3項を次のように改める。

3 実施機関は、第1項第5号の規定により個人情報を利用し、又は提供しようとするときは、あらかじめ、第50条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。

第10条第2項中「第12条」を「次条」に改める。

第11条を削り、第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

第14条に次の1項を加える。

2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けた者及び地方自治法第244条の2第3項の規定により同項に規定する指定管理者の指定を受けて公の施設の管理を行う者（以下「個人情報取扱事務受託者等」という。）は、受託した業務及び当該管理の業務（以下「受託業務等」という。）に関する個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第14条を第13条とする。

第3章の章名中「削除」を「利用停止」に改める。

第15条第1項中「（当該個人情報が公文書に記録されていないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）」を削り、同条第2項に次のただし書きを加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人が反対の意思を表示したとき。

(2) 開示請求により本人の権利利益を明らかに害すると認められるとき。

第3章中第15条を第14条とする。

第16条の見出し中「方法」を「手続」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「請求書」の右に「（以下「開示請求書」という。）」を加え、同条第2項

中「前項の請求書」を「開示請求書」に改め、同条に次の1項を加える。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

第16条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

(個人情報の開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報が記録されている公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1) 第14条第2項の規定による開示請求をした未成年者又は成年被後見人の法定代理人に対して開示することにより、当該未成年者又は成年被後見人の権利利益を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者（第14条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第4号並びに第22条第1項において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該個人が識別され、又は識別され得るものうち、通常他人に知られたくないと認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(3) 法人（本市、国及び他の地方公共団体並びにこれらに準じる団体（以下「本市等」という。）を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することに

より当該法人等又は当該個人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。ただし、次のいずれかに該当する情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある支障から人の生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

(4) 法人等又は開示請求者以外の個人が、実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供した情報であって、法人等又は当該個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、次のいずれかに該当する情報を除く。

ア 事業活動又は行為によって生じ、又は生じるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

イ 違法又は不当な事業活動又は行為によって生じ、又は生じるおそれがある支障から人の生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

(5) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防及び捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報

(6) 本市等又はその相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不當に損なわれるおそれ、不當に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不當に利益を与える、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 本市等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支

障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若

しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、本市等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 評価、診断、判断、選考、指導、相談その他これらに類する事務に関し、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 本市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は本市、国及び他の地方公共団体に準じる団体に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(8) 法令の規定により明らかに開示することができないとされている情報又は法律若しくはこれに基づく政令に基づき国の行政機関等から開示してはならない旨の個別的かつ具体的な指示（地方自治法第245条第1号へに掲げる指示その他これに類する行為をいう。）がある情報

第17条を次のように改める。

（個人情報の部分開示）

第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が記録されている公文書に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

第43条中「この条例」の右に「において別に定めることとされている事項及びこの

条例」を加え、同条を第60条とする。

第42条を削り、第41条を第58条とし、同条の次に次の1条を加える。

(出資法人の個人情報の保護に関する措置)

第59条 本市が資本金、基本金その他これらに準じるものをお出资する法人であつて、別に定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、個人情報を保護するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 実施機関は、出資法人に対し、前項に規定する必要な措置を講じるよう指導に努めなければならない。

第40条を第57条とする。

第39条第1項各号列記以外の部分及び同条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項に次の1号を加える。

(4) 個人情報の利用停止

第39条第3項中「、第12条」を削り、「及び第4章」を「、第4章並びに第5章」に改め、同条を第56条とする。

第38条第2項中「第18条第2項」を「第23条第2項」に改め、同条を第55条とする。

第37条を第54条とする。

第36条中「第31条から第33条まで」を「第41条及び第42条」に改め、「及び審議会の審議」を削り、第6章中同条を第53条とする。

第35条を第51条とし、同条の次に次の1条を加える。

(意見の聴取等)

第52条 審議会は、審議を行うため必要があると認めるときは、実施機関の職員その他関係人に対して、出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第34条中「審議する」を「審議し、並びに個人情報の保護に関する事項について実施機関に意見を述べる」に、「審議会」を「京都市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）」に改め、同条を第50条とする。

第5章を次のように改める。

第5章 不服申立て等

第1節 諒問等

（審査会への諒問等）

第36条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、第39条に規定する審査会に諒問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
 - (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第38条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
 - (3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。
 - (4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。
- 2 前項の規定による諒問があったときは、第39条に規定する審査会は、速やかに調査し、及び審議するよう努めなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、当該諮問に係る答申があったときは、これを尊重して、速やかに当該不服申立てに対する裁決又は決定を行わなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第37条 諮問庁は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立て人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立て人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立て人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第38条 第22条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第2節 個人情報保護審査会

（審査会）

第39条 第18条第2項前段の規定による報告を受け、同項後段の規定により意見を述べるとともに、第36条第1項の規定による諮問に応じ、調査し、及び審議するため、京都市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（審査会の組織）

第40条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、個人情報の保護に関する制度に関し優れた識見を有すると認められる者
うちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第41条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(秘密を守る義務)

第42条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、
同様とする。

(合議体)

第43条 審査会は、必要に応じ、その指名する委員3人をもって構成する合議体に、
不服申立てに係る事件について調査し、及び審議させることができる。

2 審査会は、その定めるところにより、前項の合議体の決議をもって審査会の決議と
することができる。

第3節 審査会の調査及び審議の手続

(審査会の調査権限)

第44条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報が記録されている公文書の提示を求める
ことができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の
開示を求めることができない。

2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、前項の公文書に記録されて
いる情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、
審査会に提出するよう求めることができる。

3 諒問庁は、審査会から第1項前段又は前項の規定による求めがあったときは、これ

を拒んではならない。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求める事、適當と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第45条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えるべきである。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人と共に出頭することができる。

（意見書等の提出）

第46条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の閲覧）

第47条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求める事ができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、これに応じなければならぬ。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（調査及び審議の手続の非公開）

第48条 審査会の行う調査及び審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付）

第49条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付しなければならない。

第28条第1項中「自己」を「実施機関における自己」に、「を実施機関が第8条第1項又は第2項の規定に違反して利用し、又は提供している」を「の取扱いが不適切である」に、「実施機関」を「当該実施機関」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第3項中「第15条第2項」を「第14条第2項」に、「第16条第2項」を「第15条第2項」に改め、同条第5項前段中「通知するとともに、審議会に報告しなければ」を「通知しなければ」に改め、同項後段を削り、第4章中同条を第35条とする。

第24条から第27条までを削る。

第23条第1項中「決定」の右に「(以下「訂正決定等」という。)」を加え、同項に次のただし書きを加える。

ただし、第25条第4項の規定により補正を求めたときは、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

第23条第2項中「決定」の右に「(以下「訂正決定」という。)」を加え、「遅滞なく」、「訂正請求をした者(以下「」及び「」という。)」を削り、同条第3項中「、遅滞なく」を削り、同条第4項中「第17条第4項」を「第20条第2項」に、「訂正請求に対する決定」を「訂正決定等」に改め、同条を第27条とし、同条の次に次の7条を加える。

(訂正決定等の期限の特例)

第28条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条第1項及び同条第4項において準用する第20条第2項の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすることができる。この場合において、実施機関は、前条第1項の期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を文書により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(個人情報の提供先への通知)

第29条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を文書により通知しなければならない。

(個人情報の利用停止の請求)

第30条 公文書に記録されている自己の個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認める者は、実施機関に対し、当該各号に掲げる措置を請求することができる。

(1) 第6条第1項、第2項又は第3項の規定に違反して収集されたものであるとき

当該個人情報の消去

(2) 第8条第1項又は第2項の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止

(3) 第8条第1項又は第2項の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 第14条第2項の規定は、前項各号に掲げる措置（以下「利用停止」という。）の請求について準用する。

(利用停止請求の手続)

第31条 利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 利用停止請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(3) 請求する利用停止の内容及び利用停止請求の理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 第15条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(個人情報の利用停止義務)

第32条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、第30条第1項第2号の規定による利用の停止の請求に係る個人情報を容易に区分して除くことができるときは、当該個人情報の消去をもって当該利用の停止に代えることができる。

(利用停止請求に対する決定等)

第33条 実施機関は、利用停止請求があったときは、必要な調査をしたうえ、当該請求があった日の翌日から起算して30日以内に、当該請求に係る個人情報の利用停止をする旨又はしない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）をしなければならない。ただし、第31条第3項の規定により補正を求めたときは、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定により個人情報の全部の利用停止をする旨の決定をしたときは、利用停止請求者に対し、その旨を文書により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部又は一部の利用停止をしない旨の決定をしたときは、利用停止請求者に対し、その旨及びその理由を文書により通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定により個人情報の全部の利用停止をし、又は個人情報の一部の利用停止をしない旨の決定をしたときは、個人情報の全部又は一部の利用停止をしなければならない。

5 前項の規定により利用停止をしたときは、利用停止請求者に対し、その旨を文書により通知しなければならない。

6 第20条第2項の規定は、利用停止決定等について準用する。

(利用停止決定等の期限の特例)

第34条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条第1項及び同条第6項において準用する第20条第2項の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすることができる。この場合において、実施機関は、前条第1項の期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を文書により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

第22条の見出し中「方法」を「手続」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「請求書」の右に「(以下「訂正請求書」という。)」を加え、同条第1項第2号を次のように改める。

(2) 訂正請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

第22条第1項第3号中「内容」の右に「及び訂正請求の理由」を加え、同条第2項中「前項の請求書」を「訂正請求書」に改め、同条第3項中「第16条第2項」を「第15条第2項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

第22条を第25条とし、同条の次に次の1条を加える。

(個人情報の訂正義務)

第26条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。

第21条第1項中「第18条第1項の規定による開示を受けた」を「公文書に記録されている」に改め、「訂正」の右に「(追加又は削除を含む。以下同じ。)」を加え、同条第2項中「第15条第2項」を「第14条第2項」に改め、同条を第24条とする。

第19条及び第20条を削る。

第18条第1項中「前条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条第4項中「第16条第2項」を「第15条第2項」に改め、同条を第23条とする。

第17条の次に次の5条を加える。

(個人情報の存否に関する情報)

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

2 実施機関は、前項の規定により開示請求を拒否したときは、遅滞なく、その旨を第39条に規定する審査会に報告しなければならない。この場合において、審査会は、当該報告に係る事項について、当該実施機関に対し、意見を述べることができる。

(開示請求に対する決定等)

第19条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定（以下「開示決定」という。）をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し別に定める事項を文書により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（前条第1項の規定

により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。以下同じ。)は、開示をしない旨の決定(以下「非開示決定」という。)をし、開示請求者に対し、その旨を文書により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による個人情報の一部を開示する旨の決定又は非開示決定をした旨の通知をするときは、当該通知にその理由を付記しなければならない。この場合において、将来、当該個人情報の全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨及び開示することができる時期を併せて示さなければならない。

(開示決定等の期限)

第20条 開示決定及び非開示決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第15条第3項の規定により補正を求めたときは、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項の期間内に開示決定等をすることができないときは、当該期間をその満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、開示請求者に対し、その旨並びに延長する理由及び期間を文書により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第21条 開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日の翌日から起算して44日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるときは、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすることができる。この

場合において、実施機関は、同条第1項の期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を文書により通知しなければならない。

- (1) この条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの個人情報について開示決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第22条 実施機関は、開示決定等をする場合において、開示請求に係る個人情報に本市等及び開示請求者以外のもの（以下この条、第37条及び第38条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、あらかじめ当該情報に係る第三者に対し、当該情報の内容その他別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であって、当該情報が第16条第2号ただし書、第3号ただし書又は第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、あらかじめ当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他別に定める事項を文書により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施するとの間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を文書により通知しなければならない。

第7章の次に次の1章を加える。

第8章 罰則

第61条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

(1) 実施機関の職員又は職員であった者

(2) 第13条第2項に規定する受託業務等に従事している者又は従事していた者

2 前項において「個人情報ファイル」とは、公文書（同項第2号に掲げる者が受託業務等に関して作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該者が組織的に用いるものとして、個人情報取扱事務受託者等が保有しているものを含む。次条において同じ。）に記録されている個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の当該個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものと含む。）をいう。

第62条 前条第1項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た公文書に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第63条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第64条 前3条の規定は、京都市の区域以外の区域においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第65条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、50,000円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の京都市個人情報保護条例（以下「改正後の条例」という。）

第6条及び第8条の規定は、平成17年7月1日以後の個人情報の収集並びに個人情報の利用及び提供について適用し、同日前の個人情報の収集並びに個人情報の利用及び提供については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第16条から第22条までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う個人情報の開示をする旨及びしない旨の決定について適用する。

4 施行日前に、第三者（本市、国及び他の地方公共団体並びにこれらに準じる団体並びにこの条例による改正前の京都市個人情報保護条例（以下「改正前の条例」という。）第15条第1項の規定による個人情報の開示の請求をした者以外のものをいう。）によって提出された書類が改正後の条例第22条第3項に規定する反対意見書に相当すると認められるときは、反対意見書の提出があったものとみなす。

5 改正後の条例第28条及び第29条の規定は、施行日以後に行う個人情報の訂正をする旨及びしない旨の決定について適用する。

6 施行日前に改正前の条例第24条第1項の規定による個人情報の削除の請求を行った者であって、この条例の施行の際改正前の条例第26条において準用する改正前の条例第23条第1項の規定による決定を受けていないものは、改正後の条例第30条第1項第1号の規定による消去の請求を行ったものとみなす。

7 前項に規定するもののほか、施行日前に改正前の条例の規定によつて個人情報の削除に係る処分、手続その他の行為は、改正後の条例の相当規定によつしたものとみなす。

8 改正前の条例第28条第1項の規定による是正の申出については、同条第5項の規

定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

9 改正後の条例第5章第1節の規定は、施行日以後に京都市個人情報保護審査会に諮問がされる不服申立てについて適用し、同日前に諮問がされた不服申立てについては、なお従前の例による。

(関係条例の一部改正)

10 京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条を削り、第15条を第14条とし、第16条を第15条とし、第17条を第16条とする。

(総務局総務部行政改革課)